

公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟 定款

第1章 総 則

【名 称】

第1条 この法人は、公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟と称し、英語名を Japan Bodybuilding & Fitness Federation (略称をJBBF)という。

【事務所】

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

第2章 目的及び事業

【目 的】

第3条 この法人は、我が国におけるボディビル・フィットネス界の全国統括団体としてボディビル・フィットネスの普及振興を図り、国民の心身の健全な発達に寄与し、又豊かな人間性を涵養し、活力ある社会の発展、並びに世界の文化の発展に寄与することを目的とする。

【事 業】

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ボディビル・フィットネスの普及及び指導並びに振興
 - (2) ボディビル・フィットネスの競技大会の開催及び派遣
 - (3) ボディビルに係る指導、審査に関する養成及び認定と登録
 - (4) ボディビルに係る施設の認定及び登録
 - (5) ボディビルの国際組織への加盟及び役員並びに選手の派遣
 - (6) ボディビルに係るトレーニング機器・用品・食品の研究及び認定
 - (7) ドーピング検査及びアンチドーピングの広報と啓蒙
 - (8) その他目的を達成するために必要な事業
2. 前項の事業は、国内及び海外においておこなうものとする。

第3章 会 員

【法人の構成員】

第5条 この法人は次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 ① 都道府県のボディビル・フィットネス連盟を代表する者
② 全国的に組織されたボディビル・フィットネス関係団体を代表する者
③ この法人の目的に賛同する学識経験者
 - (2) 賛助会員 この法人の活動に協賛する個人又は団体
 - (3) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で理事会の議決を経て推薦された者
2. 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法」という。)上の社員とする。

【会員の資格の取得】

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

【経費の負担】

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、会員になった時及び毎年、社員総会において別に定める金額を支払う義務を負う。

【任意退会】

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

【除 名】

第9条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該正会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規程に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

【正会員資格の喪失】

- 第10条 前2条の場合のほか、正会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
 - (2) 第5条1項1号①から②によって選任された正会員が所属する法人・団体がその地位を失ったとき、又は法人・団体が解散したとき。
 - (3) 第5条1項1号③によって選任された正会員が、理事を解任または除名されたとき。
 - (4) 当該正会員が死亡したとき。

第4章 社員総会

【構成】

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

【権限】

- 第12条 社員総会は、次の事項を決議する。
- (1) 入会の基準並びに入会金及び会費の金額
 - (2) 正会員の除名
 - (3) 理事及び監事の選任または解任
 - (4) 理事及び監事の報酬等の額
 - (5) 計算書類等の承認
 - (6) 定款の変更
 - (7) 長期の借入
 - (8) 解散及び残余財産の処分
 - (9) 基本財産の処分の承認
 - (10) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
 - (11) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

【開催】

第13条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。
定時社員総会として、毎年6月に開催するほか、臨時社員総会として毎年3月及び必要がある場合に開催する。

【招集】

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
2. 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

【議長】

第15条 社員総会の議長は、会長又は会長の指名する者がこれに当たる。

【議決権】

第16条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

【決議】

- 第17条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。
2. 次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。
 - (1) 正会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) 基本財産の処分
 - (6) その他法令で定められた事項
 3. 理事又は監事を選任する議案を決議する際は、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。各候補者の合計が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

【代理人】

第18条 正会員が、代理人によってその議決権を行使しようとするときは、その代理人は、この法人の議決権を有する正会員でなければならない。

【議事録】

- 第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2. 議長及び総会で選任された出席正会員(議事録署名人という)2名は、前項の議事録に署名押印する。

第5章 役員

【役員の設定】

- 第20条 この法人には、次の役員を置く。
- (1) 理事 15名以上20名以内
 - (2) 監事 3名以内
2. 理事のうち、1名を会長、4名以内を副会長、1名を専務理事、及び2名以内を常務理事とする。
 3. 前項の会長をもって一般法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法上の業務執行理事とする。

【役員を選任】

- 第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
2. 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
 3. 監事は、理事又は使用人を兼ねることはできない。

【理事の職務及び権限】

- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。副会長は会長を補佐し、専務理事及び常務理事は理事会において別に定めるところによりこの法人の業務を分担する。
 3. 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

【監事の職務及び権限】

- 第23条 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
 - (2) 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
 - (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。
 - (5) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告しなければならない。

【役員任期】

- 第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
2. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 3. 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

【役員解任】

- 第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

【役員報酬等】

- 第26条 理事及び監事に対して、社員総会において定めた基準に従い報酬等として支給することができる。

【名誉会長、顧問及び相談役】

- 第27条 この法人は、名誉会長、顧問、相談役及び参与をそれぞれ若干名置くことができる。
2. 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
 3. 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、重要事項について会長又は社員総会の諮問に応じて意見を述べることができる。
 4. 名誉会長、顧問、相談役及び参与は無報酬とする。但し、著しい功績があったときは、理事会の決定により、報酬を支給することができる。

第6章 理事会

【構成】

- 第28条 この法人に理事会を置く。
2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

【権限】

- 第29条 理事会は次の職務を行う。
(1) この法人の業務執行の決定
(2) 理事の職務執行の監督
(3) 代表理事、業務執行理事、副会長の選定及び解職

【招集】

- 第30条 理事会は、毎事業年度3回以上、会長が招集する。
2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各業務執行理事が理事会を招集する。
3. 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

【決議】

- 第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その事項について決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときは、この限りではない。

【議事録】

- 第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2. 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

【運営委員会及び専門委員会】

- 第33条 この法人は運営委員会、専門委員会を置く。
2. 前項の運営委員会は、会長、副会長、業務執行理事、会長が選任した者で構成する。
3. 第1項の専門委員会の委員は、理事会で選任する。
4. 運営委員会及び専門委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会で定める。

第7章 資産及び会計

【基本財産】

- 第34条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。
2. 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

【事業年度】

- 第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

【事業計画及び収支予算】

- 第36条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始前までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2. 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。
3. 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

【事業報告及び決算】

- 第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。
(1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 損益計算書

- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- (6) 財産目録
2. 第1項の規程により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
3. 第1項及び前項の書類については、毎事業年度の経過後3か月以内に行政庁に提出しなければならない。

【公益目的取得財産残額の算定】

第38条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

【会計原則】

第39条 この法人の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

【定款の変更】

第40条 この定款は、社員総会の決議により変更することができる。

【解散】

第41条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

【公益認定の取り消し等に伴う贈与】

第42条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

【残余財産の帰属】

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

【公告の方法】

第44条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は官報に掲載する方法による。

第10章 補 則

【事務局】

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3. 事務局長及び重要な使用人については、理事会の承認を得て会長が任免する。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の代表理事は、玉利齊とする。

3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規程にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

別表 基本財産(第34条関係)

別表	財産種別	場所・物量等
	有価証券	第60回利付国債債券 20,000,000円

【目的及び意義】

第1条 この規程は、公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟(以下「本連盟」という。)定款第26条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

【定義等】

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本連盟を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

【報酬等の支給】

第3条 本連盟は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2. 役員には、別表Ⅰの役員俸給表に基づき定例役員報酬を支給する。
3. 役員には、一会議出席の謝金として、別表Ⅱに定めた通り支給する。
4. 役員等に対して、本連盟より特別の任務として講師及び原稿執筆を委嘱した場合に限り、別に定める役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する諸謝金規程に基づき講師謝金及び執筆謝金を支給する。
5. 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第6条に規定する退職慰労金を支給することができる。

【定例報酬の額の決定】

第4条 本連盟の常勤役員の定例報酬月額、別表Ⅰの役員俸給表のとおりとし、各々の役員の報酬月額は俸給表のうちから、社員総会の決議を経て、決定する。

【定例報酬の支給】

第5条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程(以下「給与規程」という。)に準ずる。

【退職慰労金】

第6条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2. 常勤役員に対する退職慰労金は、在職期間1年度ごとに、各年度に支給された定例役員報酬月額に相当する金額を合算して得られた額を上限として、社員総会の決議を経て決定する。ただし、この算定の基礎となる在職期間は当初就任日より起算して4年間を上限とする。

【費用】

第7条 本連盟は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払を要するものについては前もって支払うものとする。常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

【公表】

第8条 本連盟は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

【改正】

第9条 この規程の改正は、社員総会の議決により行うものとする。

【補則】

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

(別表Ⅰ) 役員俸給表 (単位:円)

号俸	月 額	号俸	月 額
1	30,000	6	250,000
2	50,000	7	300,000
3	100,000	8	400,000
4	150,000	9	500,000
5	200,000	10	600,000

(別表Ⅱ) 役員の会議出席謝金表 (単位:円)

理事会	
理事(学識正会員) (定款第5条1項1号③の者)	10,000円/一会議
理事(正会員) (定款第5条1項1号①及び②の者)	5,000円/一会議
運営会議	
理事	5,000円/一会議

【目的】

第1条 この規則は、公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟(以下この法人という)の定款第5条の規定に基づき、会員の制度等について定める。

【会員の種別】

第2条 この法人の会員の種別は、定款第5条の規定に基づき次のとおり定める。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員
- (3) 名誉会員

【資格の要件】

第3条 この法人の会員の資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 正会員は、①都道府県のボディビル・フィットネス連盟を代表する者。
②全国的に組織されたボディビル・フィットネス関係団体を代表する者。
③この法人の目的に賛同する学識経験者。
- (2) 賛助会員は、この法人の活動に協賛する個人又は団体とする。
- (3) 名誉会員は、この法人に特に功労のあった者で理事会の議決を経て推薦された者とする。

【議決権】

第4条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

【法人の構成員】

第5条 この法人は次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 ① 都道府県のボディビル・フィットネス連盟を代表する者
② 全国的に組織されたボディビル・フィットネス関係団体を代表する者
③ この法人の目的に賛同する学識経験者
 - (2) 賛助会員 この法人の活動に協賛する個人又は団体
 - (3) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で理事会の議決を経て推薦された者
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法」という。)上の社員とする。

【資格の取得】

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

【入会手続き】

第7条 第2条に定める各種別の会員の入会手続は、次のとおりとする。

- (1) 正会員になろうとする者は、指定入会申込書(資料 様式1)を事務局へ提出しなければならない。
- (2) 賛助会員になろうとする者は、指定の入会申込書(資料 様式2)を事務局へ提出しなければならない。
- (3) 名誉会員に推挙された者は、入会手続を要せず、理事会の承諾をもって名誉会員になるものとする。

【任意退会】

第8条 退会しようとする者は、所定の退会届(様式4・5)をこの法人の事務局へ提出しなければならない。

【除名】

第9条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該正会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規程に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

【資格の喪失】

第10条 正会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第13条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 第5条1号1項から2項よって選任された正会員が所属する法人・団体の選出の地位を失ったとき、又は法人・団体が解散したとき

(3) 第5条1項1号③によって選任された正会員が、理事を解任または除名されたとき。

(4) 当該正会員が死亡したとき。

【入会金及び会費】

第11条 この法人の入会金は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 5,000円
2. この法人の会費は、次のとおりとする。
 - (1) 正会員 年額 5,000円
年額 50,000円(一口)
法人 年額 100,000円(一口)
3. 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。
4. 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

【会費の納入期限等】

第12条 会費は、その事業年度の5月31日までに、会費の全額を納入するものとする。ただし、新規加入会員については、入会時に入会年度の会費の全額を納入しなければならない。

【会費の使用目的】

第13条 第12条の会費は、毎事業年度における合計額の80%以下を当該事業年度の法人会計に使用することができる。

【会員の権利及び義務】

第14条 会員の権利及び義務は、次項以下に定め、特別の場合を除き入会日をもって発生する。

2. 正会員の権利及び義務に関する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 社員総会への参加ができる。
 - (2) 第7条に定める入会金及び会費を納めなければならない。
 - (3) 社員総会の決議を遵守し、この法人の事業目的に反する行為を行わず融和に努めなければならない。
 - (4) 住所、氏名、連絡先等に変更がある場合には、速やかに事務局に届け出なければならない。
 - (5) その他、定款及び規則等に従うものとする。
3. 賛助会員には、第2項第2号から第5号までの規定を適用する。
4. 名誉会員には、第2項第1号、第3号から第5号までの規定を適用する。

【通 知】

第15条 この法人に入会した会員に対する入会通知は、当事者に対して行う。

2. この法人を退会した会員に対する退会通知は、当事者に対して行う。

【補 則】

第16条 この規則に定めがなく、実施上補足を要する事項については、その都度理事会の定めるところによる。

【規則の変更】

第17条 この規則は、社員総会の決議によって変更することができる。

【附 則】

第18条 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

【目的】

第1条 本規程は、社団法人日本ボディビル連盟(以下「本連盟」という)の事業と組織の充実と発展を図るため、公認品・推奨品の認定について規定するものである。

【認定種別】

第2条 公認品は継続性のある認定とし、推奨品は年度内の認定とする。

【対象】

第3条 対象は、食品、飲料、化粧品、トレーニング機器・用具、衣料、書籍、雑誌、ビデオ、映画、レストラン、日焼けサロン等、ボディビルに関連する総ての商品及び設備とし、輸入品も対象とする。

2. 対象品目は、前項の商品項目の中の一品目又は一品種ごととする。

【手続き】

第4条 所定の申請書に記入し、現品(搬入不可能の場合は全体がわかる写真又は図面)に審査料1万円を添えて、本連盟に提出する。

2. 食品及び飲料の場合は、原材料及び公的分析機関の成分分析表を添付すること。

【認定審査】

第5条 認定審査会は、本連盟執行部及び事業委員会並びに有識者を1名以上含め、原則として年2回(4月・10月)開催する。

2. 認定審査会は、多角的に商品・設備を審査し、2カ月以内に審査結果を出して、本連盟理事会に報告する。
3. 本連盟理事会は報告受理後、速やかに認定の可否について決定する。

【結果の通知及び公表】

第6条 認定の結果について、本連盟は可否に拘わらず申請者に文書で通知する。

2. 認定された場合は、連盟機関紙、関連雑誌等に本連盟の公認品または推奨品として公表する。

【認定料】

第7条 認定料は、業種、宣伝方法、販売方法等を考慮し、本連盟の基準に基づき決定する。

2. 認定通知を受けた申請者は、認定通知受理後1カ月以内に認定料を本連盟指定の方法で納入する。

【公認品認定期間】

第8条 公認品の認定期間は1年間とし、期間満了の1カ月前までに、本連盟または申請者が申し出ないかぎり、更に1年間延長し、以後も同様とする。

【公認品認定更新】

第9条 認定更新は、期間満了日までに更新料を本連盟指定の方法で納入する。

【表示及び宣伝】

第10条 申請者は、認定料納入後にJBBFのマークと共に「社団法人日本ボディビル連盟公認品」または、「社団法人日本ボディビル連盟推奨品」の表示を、商品及び宣伝に使用することができる。

【特典】

第11条 公認品は、原則として本連盟主催の5選手権大会(日本ボディビル選手権、日本クラス別選手権、ジャパン・オープン選手権、日本ジュニア・マスターズ選手権、日本女子新人選手権)の公式プログラムに1ページの広告を無料で掲載することができる。

2. 公認品は、本連盟主催の5選手権大会に於いて、会場の許可を得た場合は無料でブースを出店することができる。
3. 本連盟加盟クラブ等においては、連盟認定品を優先的に扱い、販売に協力をする。
4. 公認品は、本連盟主催事業のスポンサードに関し、最優先権を有する。
5. 推奨品は、本連盟主催事業のスポンサードに関し、公認品に次いで優先権を有する。

【商品内容の変更】

第12条 認定後、商品内容等を変更した場合は、すみやかに本連盟に届け出て承認を得なければならない。

【認定の取消】

第13条 公認品・推奨品が下記の条項に該当した場合は、認定を取り消され、発行された認定証を速やかに本連盟に返却しなければならない。

- (1) 本連盟が公認品・推奨品として不適当と判断したとき。
- (2) 賛助会員でなくなったとき。

【附 則】

第14条 本規程は、平成5年3月7日より施行する。

本規程は、平成7年3月5日改定。

本規程は、平成18年6月3日改定。

本規程は、平成25年3月3日改定。